令和2年度まちづくり懇談会

防災行政無線の廃止に伴う新たな情報伝達手段

危機管理課

1. 新たな情報伝達手段の導入経緯

2. 何がどう変わる？

１．導入経緯　現在の防災情報伝達手段

◆北広島町全域

きたひろネット音声告知（地域放送）、１１chデータ放送、
防災安全お知らせメール

◆芸北地域・大朝地域・豊平地域

アナログ防災行政無線

◆その他

民放テレビ局データ放送（防災・避難所開設情報等）

1. 導入経緯　防災行政無線の廃止

◆きたひろネット整備後、防災行政無線の運用を計画的に停止することとし、これまで、きたひろネットと防災行政無線の両方を運用してきました。しかし・・・

1.法令によりアナログ周波数の使用が令和4年11月30日までとなったこと

2.機器が古く部品調達ができず、修理が困難であること

以上のことから、

令和3年3月31日をもって防災行政無線を廃止し、新たな情報伝達手段を導入することとします。

１．導入経緯　代替の伝達手段の考え方

◆時代の流れと共に情報伝達技術も進化しており、宅内のきたひろネット告知端末に加え、個人がどこでも情報受信できるよう情報伝達のあり方等を調査・研究しました。

◆町内には外国人の方が多く居住されており、安全・安心に暮らしていただくためにも、防災情報を含めた行政情報を確実に発信することが重要です。

◆導入費用や運用費用を抑え、将来に負担がかからないシステムにすることが重要です。

1. 導入経緯　総務省消防庁のアドバイス

◆新たな情報伝達手段として、本町に有効なシステムの考え方について助言をいただきました。

1. デジタル防災行政無線等の場合、本町は中山間地域のため、導入費用や運用費用が高額になる。（中継局等整備等）
2. 防災情報を確実に町民のみなさんに伝達することが大切であり、伝達手段は複数であることが望ましい。
3. 屋外拡声器は、大雨の際は聞こえにくいため、戸別受信機のように確実に情報が届く方法が必要である。

2. 何がどう変わるの？ 新たな情報伝達手段

◆現在のきたひろネット音声告知放送に加えて、
携帯電話網を活用した情報伝達を行います。

行政情報アプリ（仮）
防災情報やお知らせ情報を個人のスマートフォンやタブレット、携帯電話を戸別受信機として活用します。（文字や音声で確認可能）

2. 何がどう変わるの？ 現在と今後

現在	今後
◆ きたひろネット（自主放送番組、音声告知放送、文字放送）	◆ きたひろネット（自主放送番組、音声告知放送、文字放送）
◆ 防災行政無線（音声）	◆ 行政情報アプリ（文字、音声、画像、動画　等）
◆ ホームページ	◆ ホームページ
◆ 広報紙	◆ 広報紙

2. 何がどう変わるの？ 情報の複数配信

◆防災情報を複数の手段で配信することで、1つのシステムに障害があっても、確実に情報が届きます。

2. 何がどう変わるの？ 情報の多言語対応

◆行政情報アプリは、他言語（英語、中国語、ベトナム語）に対応しているため、避難情報やお知らせ情報を届けることができます。

2. 何がどう変わるの？ 情報の内容

◆行政情報アプリは、防災情報や町からのお知らせ情報に加えて、ハザードマップや生活に役立つ情報が確認できます。

2. 何がどう変わるの？ 固定電話での受信

◆スマートフォンやタブレット、携帯電話をお持ち出ない方は、申請により固定電話へ防災情報のみを自動音声でお届けすることが可能です。

2. 何がどう変わるの？　まとめ

◆行政情報アプリは、個人のスマートフォンやタブレットへ防災情報やお知らせ情報を音声と文字により、適時、配信します。また、多言語対応により、外国人の方にも利用可能です。

◆防災安全お知らせメール登録者の方へは、これまでどおり防災情報を配信します。

◆スマートフォン、タブレット、携帯電話をお持ちでない方には、申請により、ご自宅の固定電話へ防災情報のみを自動音声で配信します。

戸別受信機で聞きたい・・・

◆防災行政無線の戸別受信機のように情報を受信したい方は、きたひろネットへの加入がおすすめです。
12月から加入促進キャンペーンが行われます。

◆お問い合わせ・申込先

総　務　課　　050－5812－1850
きたひろネットセンター　050－5812－7447